

社会保障・税番号制度について

厚生労働省 健康局

結核感染症課 予防接種室

平成25年8月9日

第4回予防接種基本方針部会

基本理念

- 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、**社会保障制度、税制、災害対策に関する分野**における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない（第3条第2項）。

個人番号

- 市町村長は、法定受託事務として、**住民票コードを変換して得られる個人番号**を指定し、**通知カード**により本人に通知（第7条第1項）。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更可（第7条第2項）。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
- **個人番号の利用範囲を法律に規定**（第9条）。①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に関する事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者含む）が事務処理上必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。
- 番号法に規定する場合を除き、**他人に個人番号の提供を求めることは禁止**（第15条）。本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の**本人確認を行う必要**（第16条）。

個人番号カード

- 市町村長は、**顔写真付きの個人番号カードを交付**（第17条第1項）。この場合、通知カードの返納を受ける。
- ①市町村は条例で定めるところにより、②政令で定めるもの（民間事業者等）は政令で定めるところにより、総務大臣が定める安全基準に従って、**ICチップの空き領域を利用することができる**（第18条）。※民間事業者については、当分の間、政令で定めないものとする。

個人情報保護

- 番号法の規定によるものを除き、**特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の収集・保管**（第20条）及び**特定個人情報ファイルの作成を禁止**（第28条）。
- **特定個人情報の提供は原則禁止**。ただし、行政機関等が**情報提供ネットワークシステムを使用しての提供**など、番号法に規定するものに限り可能（第19条）。※民間事業者は、情報提供ネットワークシステムを使用できない。
- 情報提供ネットワークシステムで情報提供を行う際の連携キーとして個人番号を用いない等、**個人情報の一元管理ができない仕組み**を構築。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（**マイ・ポータル**）の**提供**（附則第6条第5項）、**特定個人情報保護評価の実施**（第27条）、**特定個人情報保護委員会の設置**（第36条）、**罰則の強化**（第67条～第77条）など、十分な個人情報保護策を講じる。

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知（第58条）。**法人番号は原則公表**。※民間での自由な利用も可。

検討等

- 法施行後3年を目途として、**個人番号の利用範囲の拡大**について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。
- 法施行後1年を目途として、**特定個人情報保護委員会の権限の拡大等**について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

社会保障・税番号制度のスケジュール

内閣官房作成資料

2013年
(H25年)

2014年
(H26年)

2015年
(H27年)

2016年
(H28年)

2017年
(H29年)

制度構築

平成
二
十
五
年
五
月
二
十
四
日
立
成

平
成
二
十
五
年
五
月
三
十
一
日
公
布

別表第一、
別表第二の
事務、情報を
定める
主務省令の
制定

政省令等の整備

番号
通知

個人番号カードの交付

順次、個人番号の利用開始

【2016年1月から利用する手続のイメージ】
○社会保障分野
・年金に関する相談・照会
○税分野
・申告書・法定調書等への記載
○災害対策分野
・要援護者リストへの個人番号記載
※ただし、事前に条例の手当てが必要

情報提供ネットワークシステム、
マイ・ポータルの運用開始

2017年1月より、
国の機関間の
連携から開始し、
2017年7月を
目途に、
地方公共団体
との連携に
ついても開始

システム構築

システム要件定義・調達

調査研究

工程管理支援業務

設計

開発・単体テスト

総合運用テスト

保護

委員
国会
同意

設
保
定
委
員
会
置
会
保
護
委
員
会
特
定
個
人
情
報

委員国会同意

委員国会同意

委員会規則

情報保護評価指針作成

特定個人情報保護評価の実施・承認等

情報提供ネットワークシステム等の監査

広報・広聴

番号制度に関する周知・広報

番号法別表(予防接種関係)

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)

別表第1(利用範囲(第9条)関係)

上欄に掲げる者(都道府県知事又は市町村長)が、下欄に掲げる事務(予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務)を行う際には、個人情報の検索・管理のために個人番号を利用することができる。

十 都道府県知事又は市町村長	予防接種法(昭和三十二年法律第六十八号)による <u>予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務</u> であって主務省令で定めるもの
----------------	--

別表第2(提供制限(第19条)関係)・・・行政機関同士の情報連携

※左から第1欄～第4欄

第1欄の情報照会者(市町村長)が第2欄に掲げる事務(健康被害救済給付等の事務)を行う場合、第3欄の情報提供者に対し、第4欄の特定個人情報(個人番号を含む情報)の提供を求めることができる。

十七 市町村長	予防接種法による <u>給付</u> (同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の <u>支給に関する事務</u> であって主務省令で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
十八 市町村長	予防接種法による <u>給付の支給又は実費の徴収に関する事務</u> であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
十九 市町村長	予防接種法による <u>給付</u> (同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の <u>支給に関する事務</u> であって主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

社会保障・税番号制度により実現が想定されること

1. 番号法別表第1関係

- 予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務(具体的な事務は省令で規定される。接種勧奨や接種記録、健康被害救済給付関係事務が想定される。)において、情報管理・検索が容易になる。

2. 番号法別表第2関係

- 市町村の実施する予防接種の健康被害救済関係事務等において、他の行政機関に対し、申請者の所得や他の法律に基づく給付の受給状況等を情報提供ネットワークシステムを通じて確認できることにより、市町村におけるこれらの確認作業の省力化、救済給付の申請に要する書類の省略等が可能。

3. マイ・ポータル（情報提供等記録開示システム）

※ 現在、詳細について検討中

- 政府は、番号制度の導入に向けて、自宅のパソコンなどにより、以下のサービスを受けることができる仕組み(マイ・ポータル)を整備することとしている。(番号法附則第6条第5項、6項)
 - ①情報提供記録表示 → 自分の特定個人情報について、誰が、なぜ情報提供したのかの確認が可能
 - ②自己情報表示 → 行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認が可能
 - ③プッシュ型サービス → 一人ひとりにあった行政機関などからのお知らせを表示
 - ④ワンストップサービス → 行政機関などへの手続きを一度で済ませることが可能
- マイ・ポータルにおいて予防接種関連情報が取り扱われることとなった場合には、例えば以下のようなサービスの提供が考えられる。
 - 自分の予防接種履歴と今後必要な予防接種がマイ・ポータル上で分かる。【自己情報表示】
 - 接種勧奨時にマイ・ポータル上でお知らせする。【プッシュ型サービス】

今後の課題

予防接種台帳（接種記録）の整備

- 市町村長又は都道府県知事は、予防接種を行ったときは、予防接種台帳（予防接種に関する記録）を5年間保存しなければならないこととされている。（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号））

※ 記録が必要な事項

- ①予防接種を受けた者の住所、氏名、生年月日及び性別、②実施の年月日、③予防接種の種類、④接種医師の氏名、⑤接種液の接種量、⑥接種液の製造番号その他当該接種液を識別することができる事項、⑦その他予防接種の実施に関し必要な事項
- 接種台帳の保存方法・状況については、自治体によって異なる。
- 社会保障・税番号制度の施行後、個人番号で予防接種に関する記録を管理することができるよう保存・管理方法について、検討する必要がある。

他の医療・健康情報との連携

- 番号法に基づく情報連携については、個人の医療・健康に関する情報は対象外。
- 医療情報の番号制度については、医療・健康情報の機微性や特性に配慮した上で、個人情報情報の利活用と保護を図るために必要な措置を講じること、番号制度に対する国民的理解を醸成すること、医療情報をやりとりするための医療機関のシステム環境・ネットワーク環境を整備すること等の環境整備を行った上で、導入を図ることとされている。